

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【公表番号】特表2016-522333(P2016-522333A)

【公表日】平成28年7月28日(2016.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-045

【出願番号】特願2016-520185(P2016-520185)

【国際特許分類】

D 0 1 F 2/06 (2006.01)

C 0 8 B 9/00 (2006.01)

A 6 1 L 15/28 (2006.01)

【F I】

D 0 1 F 2/06 Z

C 0 8 B 9/00

A 6 1 L 15/28 1 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月12日(2017.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

纖維形成性物質が (1 3) - グルカンである多糖類纖維の製造方法であって、前記方法は修正ビスコース法であり、C S₂を (1 3) - グルカンを含む水酸化ナトリウム溶液に添加することを含む、多糖類纖維の製造方法。

【請求項2】

前記 (1 3) - グルカンの少なくとも 90 % はヘキソース単位であり、前記ヘキソース単位の少なくとも 50 % が (1 3) グリコシド結合によって結合している、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記纖維がステープルファイバーまたは連続フィラメントである、請求項1または請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記纖維形成性物質に対して、C S₂を、30重量%以下使用する、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

C S₂を (1 3) - グルカンを含む水酸化ナトリウム溶液に添加することを含む修正ビスコース法を用いて製造された多糖類纖維であって、纖維形成性物質が (1 3) - グルカンである、多糖類纖維。

【請求項6】

前記 (1 3) - グルカンの少なくとも 90 % はヘキソース単位であり、前記ヘキソース単位の少なくとも 50 % が (1 3) グリコシド結合によって結合している、請求項5に記載の纖維。

【請求項7】

前記纖維がステープルファイバーまたは連続フィラメントである、請求項5または請求項6に記載の纖維。

【請求項 8】

纖維製品の製造のための請求項 5 に記載の纖維の使用。

【請求項 9】

不織布、衛生製品、ならびにその他の吸収性不織布製品および紙の製造のための請求項 5 に記載の纖維の使用。

【請求項 10】

前記纖維がステープルファイバーまたは連続フィラメントである、請求項 8 または請求項 9 に記載の使用。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

【表 1】

表1

実施例	纖度 dtex	FFk cN/tex	FDk %
実施例1	1.7	17.3	19.1
実施例2	1.3	23.4	16.3
実施例3	1.5	21.8	18.1

FFk 繊維強度、正量

FDk 繊維伸び、正量

<付記>

<項1>

纖維形成性物質が (1 3) - グルカンである多糖類纖維の製造方法であって、前記方法は修正ビスコース法である、多糖類纖維の製造方法。

<項2>

前記 (1 3) - グルカンの少なくとも 90 % はヘキソース単位であり、前記ヘキソース単位の少なくとも 50 % が (1 3) グリコシド結合によって結合している、<項1> に記載の方法。

<項3>

前記纖維がステープルファイバーまたは連続フィラメントである、先行するいずれかの<項>に記載の方法。

<項4>

前記纖維形成性物質に対して、CS₂を、30重量%以下使用する、好ましくは25重量%未満使用する、より好ましくは15重量%未満使用する、先行するいずれかの<項>に記載の方法。

<項5>

修正ビスコース法を用いて製造された多糖類纖維であって、纖維形成性物質が (1 3) - グルカンである、多糖類纖維。

<項6>

前記 (1 3) - グルカンの少なくとも 90 % はヘキソース単位であり、前記ヘキソース単位の少なくとも 50 % が (1 3) グリコシド結合によって結合している、< 項 5 > に記載の纖維。

< 項 7 >

前記纖維がステープルファイバーまたは連続フィラメントである、先行するいずれかの < 項 > に記載の纖維。

< 項 8 >

糸、織布、または編地等の纖維製品の製造のための < 項 5 > に記載の纖維の使用。

< 項 9 >

不織布、衛生製品、とりわけ止血栓、おりものシート、およびおむつ、ならびにその他の吸収性不織布製品および紙の製造のための < 項 5 > に記載の纖維の使用。

< 項 10 >

前記纖維がステープルファイバーまたは連続フィラメントである、先行するいずれかの < 項 > に記載の使用。

-